

労働安全等に関する行政評価・監視の勧告に伴う改善措置状況（回答）の概要

【調査の実施時期等】

1 実 施 時 期 平成 17 年 12 月～19 年 7 月

2 対 象 機 関 調査対象機関

厚生労働省、国土交通省

関係調査等対象機関

関係団体等

【勧告日及び勧告先】 平成 19 年 8 月 7 日 厚生労働省に対し勧告

【回 答 年 月 日】 平成 20 年 8 月 26 日

【行政評価・監視の背景事情等】

- 労働災害による死傷者数は減少傾向にあるものの、いまだ多数発生。重大災害(注)は平成 13 年以降増加傾向
(注) 重大災害とは、一時に 3 人以上の労働者が業務上死傷等した災害事故

<労働災害の発生件数の推移>

- ・ 死亡者数及び休業 4 日以上の負傷者数：(平成 13 年)13 万 3,598 人 ⇒(同 17 年)12 万 354 人
- ・ 重大災害の発生件数 : (平成 13 年) 225 件 ⇒(同 17 年) 265 件

- 定期健康診断によって健康上問題があるとされた労働者が年々増加傾向

<定期健康診断による有所見者数>(平成 13 年)約 527 万人⇒(同 17 年)約 586 万人

- 労働安全衛生法等に基づく機械等に対する規制の中には、技術革新等に伴って実態に合わないものありとの指摘等

- 労働災害の防止及び労働者の健康確保のための取組や問題点等について調査を実施。また、労働安全等に関する規制の改革について定期的・計画的な見直しの観点から初めて調査

主な勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>1 労働安全衛生マネジメントシステムの導入促進</p> <p>【勧告】</p> <p>厚生労働省は、マネジメントシステムの導入により労働災害の発生を抑制する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 小規模事業場向けにマネジメントシステムの導入方法等を分かりやすく整理した資料の提供や、事業場の業種や規模等に応じたマネジメントシステム構築事例集等の作成等マネジメントシステムの導入の支援措置を充実すること。</p> <p>② マネジメントシステムの導入に慎重な中小規模事業場に対し、リスクアセスメントの導入の働きかけを徹底すること。</p> <p>(説明)</p> <p>① 労働災害を防止するため、近年、国際的に、『安全衛生に関する方針の表明、危険性又は有害性の調査及びその結果に基づく措置、目標の設定や計画の作成、実施、評価及び改善の一連の過程を定めて行う自主的な安全衛生活動の新たな仕組み』(マネジメントシステム)への取組が進められつつある</p> <p>② わが国においても、平成11年に厚生労働省は、事業者がマネジメントシステムを導入しようとする際に必要な基本的事項を定めた「指針」を公表し、事業場への導入を推進</p> <p>③ 労働安全衛生法の改正(平成17年)によって、『建設物、設備、ガス等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等の調査』(リスクアセスメント)を行い、その結果に基づく措置を講ずることを事業者の努力義務とした</p> <p>→ i) マネジメントシステムの導入事業場は未導入事業場に比べて労働災害の発生率が低い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 労働者1,000人当たりの災害発生率(厚生労働省の調査結果(平成15年))は、 <p>マネジメントシステム運用事業場 : 3.9%、</p>	<p>→① 勧告を踏まえ、委託事業等で作成した労働安全衛生マネジメントシステム構築事例集等について、平成19年9月に厚生労働省のホームページに掲載した。</p> <p>(参考) 厚生労働省のホームページにおける労働安全衛生マネジメントシステム構築事例集等の掲載箇所 http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki/jun/anzeneisei14/index.html</p> <p>② 中小規模事業場における典型的な作業に係るリスクアセスメントマニュアル等を整備し、都道府県労働局に対し、当該マニュアル等を活用したリスクアセスメントの実施促進の指導を行うよう、平成19年3月15日に課長通知(※)を発出しているところであるが、今後、さらにその徹底を図るよう、20年2月19日の全国安全衛生主務課長会議において、都道府県労働局に指示したところ。</p> <p>(※) 「リスクアセスメント等の実施に関する自主的な取り組みの促進について」(平成19年3月15日付け厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長、労働衛生課長、化学物質対策課長通知)</p>

主な勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>未運用事業場：6.2%、 リスクアセスメント実施事業場：4.0%</p> <ul style="list-style-type: none"> ii) マネジメントシステムの理解は不十分かつ導入率は低調 <ul style="list-style-type: none"> ・ システムの導入率(厚生労働省の調査結果(平成17年))：7.3% iii) 調査した事業者は、マネジメントシステムの導入を検討するに当たり、行政に対し次のような対応を求めているが、厚生労働省の対応は不十分 <ul style="list-style-type: none"> ・ 類似業種、同規模の事業場におけるマネジメントシステムの導入事例、導入効果等の提供情報の充実 ・ 事業場規模等に応じて、分かりやすく整理した資料の作成等 ・ 経営者等に対する直接導入の働きかけを実施 等 iv) リスクアセスメントの導入を働きかけているのは、調査した 22 労働局中 1 労働局、45 労基署中 2 労基署 	

2 小規模事業場の安全衛生対策の適切化

【勧告】

厚生労働省は、小規模事業場における労働者の健康確保や効果の低い補助事業の整理合理化を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 地域センター事業について、公募による委託方式の下で、事業の活性化が担保されるような委託費の決定方式を導入すること。
- ② 小規模事業場における産業医の共同選任を的確に推進する観点から、現行の産業医共同選任事業については廃止し、小規模事業場が産業医を共同選任することに対する効果的、効率的な助成方策を検討すること。

(説明)

- ① 地域産業保健センター事業
地域産業保健センター(以下「地域センター」という。)が、小規模事

- ① 地域センターごとの実績等を踏まえ、事業の活性化が担保されるよう、平成 20 年度から実績の評価を各労働局単位から各センター単位に変更し、18 年度の相談窓口開催回数や事業場訪問実施件数等を基に拡充センターと通常センター別に評価し、センターごとに委託費の配分を行うこととした。
- ② 現行の制度は平成 19 年度中で一定の経過措置を除き、廃止することとし、20 年度から、次のように、より効果的、効率的な制度とした助成事業を行うこととした。
 - i) 従来の助成事業では、センターにおいて適宜実施していた事前説明会を、都道府県労働局と連携して実施し、また、労働基準監督署の個別指導等の結果、本事業の活用が有効と思われる事業場に対

主な勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>業場に対する健康管理等を支援する事業。主な内容は、i) 健康相談窓口の設置、ii) 個別訪問産業保健指導の実施等</p> <p>→ 地域センターへの事業委託費の配分は、実績を反映せず、ほぼ一律 (例) 健康相談窓口の開設が 318 回、個別訪問産業保健指導が 24 回のセンターと健康相談窓口の開設が 17 回、個別訪問産業保健指導が 20 回のセンターの委託費が同額(年間約 500 万円)</p> <p>② 産業医共同選任事業</p> <p>小規模事業場の事業者が産業医を共同で選任した場合の費用の一部を助成する事業であり、最大 3 年間継続して事業が可能</p> <p>→ 産業医を複数の小規模事業場が共同で選任することを支援すること自体は、コスト面でのメリットがあり、小規模事業場における安全衛生対策として有効と認められる。</p> <p>しかし、本事業は事業の設計に起因する次のような問題あり。</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 産業医共同選任事業の実施事業場数は減少傾向 <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施事業場数 : (13 年度) 2,924 事業場 ⇒ (17 年度) 2,269 事業場 ii) 事業終了後、引き続き産業医を選任している事業場は極めて少数(調査した 34 事業場中 2 事業場)であり、事業効果が上がっていない <p>3 労働安全等に関する規制の改革の推進</p> <p>【勧告】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>厚生労働省は、社会経済情勢の変化、機械等の技術の進展等を踏まえた労働安全等に関する対策を推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 労働安全等に関する規制の改革を進めるための検討を定期的・計画的に行い、必要な見直しを行うこと。</p> <p>② 「労働安全等に関する規制のうち、労働者の安全等の確保を前提として規制の改革を進めることについての検討が必要と考えられるもの」に該当する各事項について、規制の改革を進めることを早急</p> </div>	<p>し、本事業の利用勧奨を行うなどにより事業の積極的活用を図る。</p> <p>ii) 従来の助成事業では、年間定額支給(規模に応じて 8 万 3,400 円、6 万 7,400 円、5 万 5,400 円)であったものを、産業医を利用した回数に応じた支給(1 回 2 万 1,500 円で年 4 回まで)とした。</p> <p>iii) 助成終了後のフォローとして、従来の助成事業では、終了直前にアンケート調査を行っていたが、終了して 1 月後及び 1 年後に行うこととした。また、助成が終了した事業場を対象に評価会を実施し、事業の評価を行うとともに、助成終了後の産業保健活動について助言を行うこととした。</p> <p>なお、経過措置として、現在助成を行っている事業場に対しては、引き続き、3 か年度を限度として現行制度を適用することとしている。</p> <p>→① 第 11 次労働災害防止計画においては、機械災害防止対策の一環として、技術の進展、性能規定化等の観点から機械等の構造規格の見直しを計画的に行うこととした。</p> <p>また、規制対象の機械等について、計画的に独立行政法人労働安全衛生研究所において調査研究するなどにより、災害分析等を踏まえた構造規格改正案の検討等を行うこととしている。</p> <p>② 規制の改革についてご指摘のあった 28 件について、平成 20 年 6 月</p>

主な勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>に検討すること。</p> <p>(説明)</p> <p>① 労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)、関係法令、告示・指針等において、労働者の安全と健康の確保、快適な作業環境の形成の促進を目的に機械等に関する各種の規制を設定</p> <p>② 政府は、「規制改革推進 3 か年計画」等累次の閣議決定等に基づき改革を推進</p> <p>→ i) 厚生労働省においては、労働安全等に関する規制について、定期的・計画的な見直しを行っていない</p> <p>ii) 労働安全等に関する規制のうち、労働安全の確保を前提として規制の改革を進めることについて検討が必要と考えられるもの：28 事項</p> <p>【主な事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 仕様規定となっている構造規格の性能規定化 ・ 構造規格と JIS 規格との整合化 ・ 機械等の設置等に関する届出の提出期限の見直し ・ 類似の資格等に関する講習の一本化 ・ 機械等の製造時等における検査の実施方法の見直し 	<p>1 日現在の状況は次のとおりである(個別事例については、別紙参照)。</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 勧告の趣旨を踏まえ、既に措置を講じたもの（10 件） ii) 勧告の趣旨を踏まえた措置を講じる予定のもの（2 件） iii) 一部、勧告の趣旨を踏まえた措置を講じたもの（8 件） iv) 検討中のもの（3 件） v) 検討した結果、見直しは困難と判断したもの（5 件）

別紙の総括表

区分	件数	該当事例No.
勧告の趣旨を踏まえ、既に措置を講じたもの	10	5～7、11、13～17、23
勧告の趣旨を踏まえた措置を講じる予定のもの	2	1、2
一部、勧告の趣旨を踏まえた措置を講じたもの	8	8、18～21、25～27
検討中のもの	3	3、4、12
検討した結果、見直しは困難と判断したもの	5	9、10、22、24、28
計	28	

※本総括表は総務省が作成した。

(別紙)

区分		個別事例に対する所見	厚生労働省の回答要旨
整理番号	内容		
1	動力プレス機械構造規格の性能規定化	動力プレス機械構造規格について、性能規定化を含めた見直しを早急に行うことについて検討が必要と考えられる。	勧告を踏まえ検討を行った。 動力プレス機械構造規格については、現在、性能規定化を図ることを含めた改正作業を進めており、今後、当該規格の改正を行うこととしている。
2	プレス機械又はシャーの安全装置構造規格の性能規定化	プレス機械又はシャーの安全装置構造規格について、性能規定化を含めた見直しを早急に行うことについて検討が必要と考えられる。	勧告を踏まえ検討を行った。 プレス機械又はシャーの安全装置構造規格については、現在、性能規定化を図ることを含めた改正作業を進めており、今後、当該規格の改正を行うこととしている。
3	圧力容器構造規格の圧力容器に関する日本工業規格(JIS)への整合化	圧力容器構造規格について、JISとの整合性を図るための見直しを行うことについて検討が必要と考えられる。	圧力容器構造規格については、圧力容器用のぞき窓に係るJIS規格が制定されたことから、その整合性を図ることについて、当該規格の改正の検討を行っているところである。
4	「交流アーク溶接機用自動電撃防止装置構造規格」の改正	電撃防止装置構造規格において、電撃防止装置の電気抵抗値を明定することについて検討が必要と考えられる。	勧告を踏まえ検討を行った。 交流アーク溶接機用自動電撃防止装置構造規格については、電撃防止装置の電気抵抗値の最大値を定めることについて、さらに専門家による検討等を行うこととしている。
5	ボイラー等の製造許可基準における製造設備の設置基準の緩和	板曲げローラやプレスを用いた工程を外注している場合には、製造するボイラー等の製造許可に際して、工作責任者による外注部品の品質の確認等安全性を低下させない要件を考慮しつつ、板曲げローラ及びプレスの設置の義務付けを緩和することについて検討が必要と考えられる。	ボイラー及び第一種圧力容器の製造許可基準の一部を改正し、板曲げローラについて、隨時他の者が有するものを使用できる場合等には設置を義務付けないこととする見直しを行ったところである（平成20年厚生労働省告示第53号）。
6	クレーンの点検用歩道の設置に関する基準の取扱いの統一	事業者の混乱防止の観点から、労基署における取扱いが区々とならないよう、指導を徹底するとともに、事業者等への情報提供を行う必要がある。	点検用歩道は定期自主検査指針に示す点検項目が適切に点検できるように設置されていればよい旨、事業者等に対して周知徹底を図るよう、事務連絡を発出し、都道府県労働局に指示したところである（平成20年5月19日付け安全課長事務連絡）。
7	「木材加工用丸のこ盤並びにその反	卓上丸のこ盤が構造規格の適用を受けることについて、事業者に対する周知を徹底す	卓上丸のこ盤も「木材加工用丸のこ盤並びにその反発予防防止装置及び歯の接触予防装置の構造規格」の適用を受けるものである旨、事業者等に

	発予防装置及び歯の接触予防装置の構造規格」の適用対象機械の周知徹底	る必要がある。	対して周知徹底を図るよう、事務連絡を発出し、都道府県労働局に指示したところである（平成 20 年 5 月 19 日付け安全課長事務連絡）。
8	減圧蒸留塔及び熱交換器の第一種圧力容器としての規制適用の有無の明確化	<p>厚生労働省は、事業者の混乱防止の観点から、第一種圧力容器の規制の適用について、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 昭和 34 年 2 月 19 日付け基発第 102 号通達を廃止すること。</p> <p>② 労基署における取扱いが区々となるないよう指導を徹底するとともに、事業者等への情報提供を行うこと。</p>	第一種圧力容器の規則の適用については、①昭和 34 年 2 月 19 日付け基発第 102 号は適用の有無を一般的に解説するものであり廃止する必要はなく、②昭和 48 年 4 月 17 日付け基収第 1199 号は個々の容器について規則の適用の考え方を示す（減圧蒸留塔であっても、運転開始時に加圧される場合があるなど容器の名称だけで第一種圧力容器に該当しないとは判断できず、具体的にその構造と使用条件によってボイラー則の適用を考える必要がある）ものであり、改めてこの運用の徹底を図るよう、事務連絡を発出し、都道府県労働局に指示したところである（平成 20 年 5 月 19 日付け安全課長事務連絡）。
9	クレーン等の設置届及び変更届の届出期限の見直し	クレーン等の設置届及び変更届のうち、クレーン等を 1 台設置する場合や、修理に相当する変更等軽微な内容の工事に関する届出については、工事開始日の 30 日前とされている届出期限を見直すことについて検討が必要と考えられる。	<p>勧告を踏まえ検討を行った。</p> <p>①届出内容の審査、②不明な事項等に関する追加情報の聴取、③法令違反がある場合に命令を発出するための事務処理等を考慮すると、届出期限（工事着工の 30 日前）を変更することは適当ではない。</p>
10	ボイラー等の設置届及び変更届の届出期限の見直し	ボイラー等の設置届及び変更届のうち、ボイラー等を 1 台設置する場合や、修理に相当する変更等軽微な内容の工事に関する届出については、工事開始日の 30 日前とされている届出期限を見直すことについて検討が必要と考えられる。	<p>勧告を踏まえ検討を行った。</p> <p>①届出内容の審査、②不明な事項等に関する追加情報の聴取、③法令違反がある場合に命令を発出するための事務処理等を考慮すると、届出期限（工事着工の 30 日前）を変更することは適当ではない。</p>
11	作業環境測定機関の事業報告書の提出部数の見直し	作業環境測定機関の事業報告書の提出については、1 部のみ求めることとするについて検討が必要と考えられる。	事業報告書の提出については、1 部のみ求めることとする通達を発出した。
12	移動式クレーンのフックの変更届の簡素化	最大定格荷重用フックと同様、使用頻度の低い他のフックを、変更届を提出することなく、同一の移動式クレーン間で共用することを可能とする措置について検討が必要と考えられる。	最大定格荷重用フックと同様、使用頻度の低いフックの相互使用の可否について、検討を行っているところである。

13	クレーン等の変更届が求められる範囲の周知徹底	事業者の混乱防止の観点から、クレーン等の変更届を求める範囲については、事業者等に対する周知を徹底する必要がある。	変更届の対象範囲について事業者に対する周知徹底を図るよう、事務連絡を発出し、都道府県労働局に指示したところである（平成20年5月19日付け安全課長事務連絡）。
14	ボイラー製造許可に際して伝熱管にフィンチューブを使用する際の審査に関する周知徹底	事業者の混乱防止の観点から、ボイラー製造許可の審査について、事業者等への周知を徹底する必要がある。	伝熱管にフィンチューブを使用する際の製造許可における審査について事業者に対する周知徹底を図るよう、事務連絡を発出し、都道府県労働局に指示したところである（平成20年5月19日付け安全課長事務連絡）。
15	特定廃熱ボイラーの変更届の窓口の一本化の推進	労基署長及び都道府県知事に提出することとされている特定廃熱ボイラーの変更届については、事業者における申請手続の負担軽減を図る観点から、昭和61年12月26日付け基安発第43号通知に基づく窓口の一本化を推進することについて検討が必要と考えられる。	勧告を踏まえ検討を行った。 基安発第43号通達に基づく窓口の一本化について事業者に対する周知を図るよう、事務連絡を発出し、都道府県労働局に指示したところである（平成20年5月19日付け安全課長事務連絡）。
16	廃熱ボイラーの給水配管を事業場所在地と異なる都道府県で溶接組立する際に必要とされる申請手続の周知徹底	事業者の混乱防止の観点から、ボイラーの製造許可及び構造検査の申請手続については申請先となる労働局長について事業者等への周知を徹底する必要がある。	製造許可、構造検査の申請手続きについて、事業者への周知徹底を図るよう、事務連絡を発出し、都道府県労働局に指示したところである（平成20年5月19日付け安全課長事務連絡）。
17	クレーン製造許可書の記載事項の表記方法について、改めて労働局に周知を徹底する必要がある。	クレーン製造許可書の記載事項の表記方法について、改めて労働局に周知を徹底する必要がある。	クレーン製造許可書における構造部分の形状の区分に係る記載について、平成8年3月21日付け基発第134号通達に基づく取扱を徹底するよう、事務連絡を発出し、都道府県労働局に指示したところである（平成20年5月19日付け安全課長事務連絡）。
18	クレーン等運転技能講習と玉掛け技能講習の一本化	両講習とも受講しようとする者に対応するため、重複する講習科目を排除して一本化した新たな講習を設けるなど、受講者の負担軽減措置を講ずることについて検討が必要と考えられる。	勧告を踏まえ検討を行った。 複数の技能講習を連続して行うことにより受講者の負担が軽減される場合もあると考えられることから、受講者からこのような要望があった際には、それが適当な場合は一体的な講習を実施するよう、今後講習機関に対して周知を行うこととしている。なお、両講習のカリキュラムには重複部分が少ないと想定され、一本化することで拘束時間が増えるため受講者の負担は逆に増えると考えられることから、両講習の一本化は適当ではない。

19	有機溶剤作業主任者技能講習と特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習の一本化	両講習とも受講しようとする者に対応するため、重複する講習科目を排除して一本化した新たな講習を設けるなど、受講者の負担軽減措置を講ずることについて検討が必要と考えられる。	勧告を踏まえ検討を行った。 複数の技能講習を連続して行うことにより受講者の負担が軽減される場合もあると考えられることから、受講者からこのような要望があった際には、それが適当な場合は一体的な講習を実施するよう、今後講習機関に対して周知を行うこととしている。なお、両講習のカリキュラムには重複部分が少ないと、一本化することで拘束時間が増えるため受講者の負担は逆に増えると考えられることから、両講習の一本化は適当ではない。
20	鋸い道等の掘削等作業主任者技能講習と鋸い道等の覆工作業主任者技能講習の一本化	両技能講習とも受講する必要がある者に対応するため、重複する講習科目を排除して一本化した新たな講習を設けるなど、受講者の負担軽減措置を講ずることについて検討が必要と考えられる。	勧告を踏まえ検討を行った。 複数の技能講習を連続して行うことにより受講者の負担が軽減される場合もあると考えられることから、受講者からこのような要望があった際には、それが適当な場合は一体的な講習を実施するよう、今後講習機関に対して周知を行うこととしている。なお、両講習のカリキュラムには重複部分が少ないと、一本化することで拘束時間が増えるため受講者の負担は逆に増えると考えられることから、両講習の一本化は適当ではない。
21	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習とコンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習の一本化	両技能講習とも受講する必要がある者に対応するため、重複する講習科目を排除して一本化した新たな講習を設けるなど、受講者の負担軽減措置を講ずることについて検討が必要と考えられる。	勧告を踏まえ検討を行った。 複数の技能講習を連続して行うことにより受講者の負担が軽減される場合もあると考えられることから、受講者からこのような要望があった際には、それが適当な場合は一体的な講習を実施するよう、今後講習機関に対して周知を行うこととしている。なお、両講習のカリキュラムには重複部分が少ないと、一本化することで拘束時間が増えるため受講者の負担は逆に増えると考えられることから、両講習の一本化は適当ではない。
22	ボイラー技士免許試験の受験資格要件の緩和	特級ボイラー技士免許及び一級ボイラー技士免許の受験資格について、既取得資格にかかわらず受験が可能となるよう見直すことについて検討が必要と考えられる。	勧告を踏まえ検討を行った。 ボイラー運転に必要な知識・技能・経験は取り扱うボイラーの規模に比例して多くなり、同時に、事故が発生した場合の被害の大きさもボイラーの規模に比例して大きくなるので、規模の大きなボイラーの作業主任者として運転管理に当たる者は、単に試験で評価できる知識のみでなく、下位の免許を必要とする実務における経験に基づく知識・技能を有していることが不可欠であることから、当該見直しは適当ではない。
23	放射線業務従事者に対する教育訓練における重複排除措置の周知徹底	放射線障害防止法に基づく教育訓練を受けた者に対する電離則の教育訓練の省略措置について、事業者に対する周知を徹底する必要がある。	関係事業者への周知を図るよう、通達を発出し、都道府県労働局に指示したところである(平成20年1月29日付け基安労発第0129003号通知)。

24	二級ボイラー技士がボイラー取扱作業主任者として取り扱うことができるボイラーの範囲の見直し	<p>二級ボイラー技士が作業主任者として取り扱うことができるボイラーの範囲について、取り扱うボイラーの操作性等を条件として、例えば50 m²等に拡大を図ることについて検討が必要と考えられる。</p>	<p>勧告を踏まえ検討を行った。</p> <p>二級ボイラー技士が作業主任者となり得る伝熱面積 25 m²のボイラーは、具体的には小規模暖房用ボイラーといったものであり、運転操作が比較的容易で、内部に有するエネルギーが比較的少ないが、より規模が大きなボイラーの運転管理を行うとなればより高度な知識の付与が必要であることから、当該見直しは適当ではない。</p>
25	クレーン等の製造時等における検査の実施方法の見直し	<p>厚生労働省は、クレーン等の製造時等における検査について、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 労働局及び労基署に対し、検査日について、事業者からの要請に柔軟に対応するよう指導すること。</p> <p>② 当該検査を登録検査機関等においても実施することについて検討すること。</p>	<p>① 受検者の要望に応えた検査日の柔軟な対応については、その徹底を図るよう、今後通達を発出し、都道府県労働局に指示することとしている。</p> <p>② 勧告を踏まえ検討を行った。</p> <p>検査日の柔軟化は①の措置で十分であると考えられること、特定機械等の性能検査等を実施している登録検査機関等に実施させるには、実施能力、体制等多くの課題があることから、現状において当該見直しは適当ではない。</p>
26	ボイラー等の製造時等における検査の実施方法の見直し	<p>厚生労働省は、ボイラー等の製造時等における検査について、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 労働局及び労基署に対し、検査日について、事業者からの要請に柔軟に対応するよう指導すること。</p> <p>② 当該検査を登録検査機関等においても実施することについて検討すること。</p>	<p>① 受検者の要望に応えた検査日の柔軟な対応については、その徹底を図るよう、今後通達を発出し、都道府県労働局に指示することとしている。</p> <p>② 勧告を踏まえ検討を行った。</p> <p>検査日の柔軟化は①の措置で十分であると考えられること、特定機械等の性能検査等を実施している登録検査機関等に実施させるには、実施能力、体制等多くの課題があることから、現状において当該見直しは適当ではない。</p>
27	ボイラー等の使用検査及び使用再開検査の実施機関の見直し	<p>ボイラー等の使用検査及び使用再開検査について、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 労働局及び労基署に対し、検査日について、事業者からの要請に柔軟に対応するよう指導すること。</p> <p>② 当該検査を登録検査機関等においても実施することについて検討すること。</p>	<p>① 受検者の要望に応えた検査日の柔軟な対応については、その徹底を図るよう、今後通達を発出し、都道府県労働局に指示することとしている。</p> <p>② 勧告を踏まえ検討を行った。</p> <p>検査日の柔軟化は①の措置で十分であると考えられること、特定機械等の性能検査等を実施している登録検査機関等に実施させるには、実施能力、体制等多くの課題があることから、現状において当該見直しは適当ではない。</p>

28	移動式クレーンの 製造検査の簡素化	荷重3トン以上の移動式クレーンの検査については、同一の製造工程で複数のクレーンを製造している事業場においては、例えば製造台数や製品の事故歴、品質管理水準等に関する条件を設定した上で、製造検査を全数検査から抜取り検査に変更することについて検討が必要と考えられる。	勧告を踏まえ検討を行った。 移動式クレーンは、強度に大きく影響を与える溶接等により製作される等工作上の適否が機械の安全性に重大な影響を及ぼすものである。特に上げ荷重3トン以上の当該機械については、構造部分の破断、倒壊等により一旦事故となれば死亡災害や大きな被害をもたらすおそれがある危険度の高い機械であることから、サンプルではなく全数についてその安全性を確認する必要がある。 なお、移動式クレーンについては、現行においても、品質管理等が良好であり、同一型式のものを多数生産する場合には、安全上支障がない範囲で全数を検査する中で検査の一部を簡素化できることとしている。
----	----------------------	--	---